

(別紙様式1)

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：新 潟 県
農業委員会名：阿賀野市農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	市ホームページに「総会等予定日カレンダー」並びに、「総会が公開である」等について掲載している。 また、農業委員会事務局等にポスター掲示し、総会日程及び総会議案の縦覧について周知している。
改善措置	特になし
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	議事案件等の多寡により異なるが、おおむね2週間程度で作製し、総会時に議事録署名委員から確認の上署名押印してもらうこととしており、総会の1ヵ月後には縦覧に供している。
改善措置	特になし

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	特になし
------	------

(4) 議事録の公表

公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	農業委員会事務局に備え付け
改善措置	特になし

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数(平成26年1月1日～12月31日): 112 件、うち許可112 件及び不許可 0件

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請受付では、両当事者が来庁のうえ事情聴取を受けながら申請手続きを行い、最も有利な制度に乗せるよう指導を行っている。 農業委員会事務局と農業経営改善支援センターがワンフロアであり、相互に連携しながら事務を進めている。 申請された案件については、議案送付時に地区担当農業委員へ農地情報システムからの位置図(航空写真付)を送付し、現状把握や周辺に与える影響等の調査を行っている。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	事務局説明については、議案に基づき説明し、農地法の判断基準等についても補足説明を行うとともに、現地確認農業委員からの確認結果も合わせて報告し審議している。			
	是正措置	特になし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	112件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に審議結果を掲載し、閲覧により公表している。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	特になし			

(2) 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

1年間の処理件数(平成26年1月1日～12月31日): 50件

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請時に、申請者より転用計画の詳細を聞き取り、申請書及び添付書類を確認する。更に総会前に農業委員会六役から1名と農業委員4名の合計5名及び事務局で現地調査並びに事情聴取を行っている。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	事務局が議案の説明と農地転用許可基準等を説明し、更に輪番制で割り当てられた現地確認員(農業委員)が、現地調査の結果を詳細に説明した後に質疑等を受ける形式をとっている。			
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	申請者に文書等で許可及び許可書の受領について通知し、許可書交付時には、特に議論された事項があれば伝えることとしている。審議の内容等については、議事録に審議結果を掲載し閲覧により公表している。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	40日
	是正措置	特になし			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	22 法人
	うち報告書提出農業生産法人数	17 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	法人
	提出しなかった理由	設立から1年未満の法人については、報告を求めなかった。
	対応方針	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0 法人
	対応状況	—

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借筆数 3,569 筆 公表時期 平成27年 1月 情報の提供方法:市ホームページで公表するとともに全農家へチラシの配布。
	是正措置	特になし
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 1,267件 取りまとめ時期 平成27年 1月 情報の提供方法:市ホームページで公表している。
	是正措置	特になし
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 7,138 ha 整備方法 電算処理システムを導入し整備 データ更新:農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、毎月更新。
	是正措置	特になし

(5) 農用地利用集積計画の決定

1年間の処理件数(平成26年1月1日～12月31日): 869件、うち:決定 869件

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	農用地利用集積計画の記載内容を確認するとともに、議案送付時に地区担当農業委員へ農地情報システムからの位置図(航空写真付)を送付し、現状把握や周辺に与える影響等の調査を行っている。
	是正措置	特になし
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。 また、事務局説明では議案ごとに説明し、併せて現地確認農業委員からの確認報告を受けた後に審議している。
	是正措置	特になし
審議結果等の公表	実施状況	議事録に審議結果を掲載し閲覧により公表している。
	是正措置	特になし

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	適正に処理されている。
農地転用に関する事務	適正に処理されている。
農業生産法人からの報告への対応	適正に対処している。
情報の提供等	適正に行っている。
農用地利用集積計画の決定	適正に処理されている。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成26年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	7,138ha	1.02ha	0.01%
課 題	農業就業者の減少が加速し高齢化や担い手不足等により、不耕作地が増加傾向にある。それらが要因となって農地が遊休化し、病害虫の発生原因等となり、周辺農地への悪影響が懸念される。新たな農業・農村対策の、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策や水田フル活用と米政策の見直し等を見極めながら、農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が急務となっている。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.7ha	0.4 ha	57%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		7月～10月	40 人	10月～12月	
	調査方法	<p>1 管内を旧町村毎(4地区)に調査地区を分けて地元農業委員を中心に関係機関といったいとなった班編成をおこない、目視による農地パトロール(利用状況調査)を一斉に実施する。遊休化した農地については現場写真や位置図などにより調査結果を取り纏め記録する。</p> <p>2 毎月の総会で、農地法第3条及び基盤強化法(農用地利用集積計画)の案件等については事前に地区担当委員に農地情報システム(航空写真)からの位置図を配布し、地域調和要件等の現地調査の結果報告や関係機関等からの情報提供等を受け審議する。</p> <p>3 仮登記農地や相続等の届出(農地法第3条の3第1項)、基盤強化法・農用地利用集積計画(法第18条第2項第6号・解除条件)の権利設定農地、納税猶予特例適用農地等については、随時的に調査を実施する。</p>			
遊休農地への指導	実施時期:〇〇月～月				
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		10月	38 人	11月～12月	
	調査方法	<p>1 管内を旧町村毎(4地区)に調査地区を分けて地元農業委員を中心に関係機関等と一体となった班編成をおこない、目視による農地パトロール(利用状況調査)を10月に実施した。調査結果は、現地写真や航空写真等により取り纏め記録した。</p> <p>2 農地法第3条並びに基盤強化法等の総会議案の審議では、事前に地区担当農業委員に航空写真による現地情報を提供し、地域調和要件等の調査を依頼し情報収集に努めた。</p> <p>3 仮登記農地や相続等の届出、納税猶予特例適用農地等については、農地パトロールの実施時期や随時的に調査を行った。</p>			
	遊休農地への指導	実施時期:〇〇月～〇〇月			
		指導件数:	指導面積:	指導対象者:	
	遊休農地である旨の通知	件数:	面積:	対象者:	
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 件	面積: ha	対象者: 人	
その他の取組状況	農業委員による日常的な農地パトロールを実施。				

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	昨年同様に、耕作放棄地再生利用緊急対策事業等の導入がない中で、農業委員会が実施する継続的な指導通知により、自ら耕作再開や新たな利用権設定で遊休農地の解消が図られた。今後の目標値の設定については事前に関係機関との協議する必要がある。
活動に対する評価の案	農業委員による日常的な農地パトロール並びに毎月の総会案件である農地法第3条及び基盤強化法の利用権設定等で、農地情報システム(航空写真等)から位置図を提供し、地区担当農業委員が周辺農地の地域調和要件等の確認をしている。また、関係機関等からの情報提供等による現地調査を実施し、早期発見・早期指導により新たな遊休農地の発生を防いでいる。農地パトロール(利用状況調査)の実施時期については、目に見える農業委員会活動の実践の一環でもあり、地域全体に広く農地を守る運動をアピールする効果も大きいことから、農繁期中(10月下旬頃)に実施時期を繰り上げ一定の成果があった。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	今後も遊休農地解消に向け、関係機関が協力し、継続して取り組むことが重要である。 目標値の設定は事前に関係機関との協議が必要と考える。
活動の評価案に対する意見等	地区担当委員の日常活動や関係機関との連携及び一斉パトロールなどにより一定の成果が上がり、評価できる。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	昨年同様に、耕作放棄地再生利用緊急対策事業等の導入がない中で、農業委員会が実施する継続的な指導通知により、自ら耕作再開や新たな利用権設定で遊休農地の解消が図られた。今後の目標値の設定については事前に関係機関との協議する必要がある。
活動に対する評価	農業委員による日常的な農地パトロール並びに毎月の総会案件である農地法第3条及び基盤強化法の利用権設定等で、農地情報システム(航空写真等)から位置図を提供し、地区担当農業委員が周辺農地の地域調和要件等の確認をしている。また、関係機関等からの情報提供等による現地調査を実施し、早期発見・早期指導により新たな遊休農地の発生を防いでいる。農地パトロール(利用状況調査)の実施時期については、目に見える農業委員会活動の実践の一環でもあり、地域全体に広く農地を守る運動をアピールする効果も大きいことから、農繁期中(10月下旬頃)に実施時期を繰り上げ一定の成果があった。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年4月現在)	農家数(販売)	2,475戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	454戸	473経営	法人	団体
	農業生産法人数	17法人			
課 題	<p>本市の農業構造は、総農家数、販売農家数とも年々減少傾向にあり、農業就業者の減少が加速し高齢化や担い手不足が深刻化している。更に、先行き不透明な米の生産調整と米価の低迷などにより、農業生産意欲の減退と農村集落の活力低下が懸念されている。</p> <p>地域農業を維持し発展するためには認定農業者や担い手の確保が急務であり、確保が難しい集落については集落営農組織の立ち上げや有志による法人設立など集団的な組織形態による運営体制の構築が不可欠で、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体への合理的な農地の利用集積を一層強化・促進していくことが必要である。</p> <p>農業生産基盤の整備については、県平均と比較すると低い圃場整備率となっているが、農作業の効率化と生産性の向上を図るためには、農道整備や湛水等の常襲地帯の改良改修と併せて圃場整備を行う必要があり、土地所有者並びに関係機関と調整しながら圃場整備を推進する必要がある。</p> <p>安全で安心な農作物の生産と供給への関心が年々高まっている中、旧笹神地区を中心に展開されてきた耕畜連携による減農薬・減化学肥料等の環境保全型農業が他地区にも浸透しつつあり、首都圏への農作物供給のみならず都市と農村の交流イベントも盛んに行われており、認定農業者や担い手も含めた交流事業を一層推進していく必要がある。</p>				

(2) 平成26年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	5経営	法人	団体
実 績 ②	35経営	法人	団体
達成状況 (②/①×100)	700%	%	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	<p>阿賀野市農業再生協議会及び阿賀野市農業振興協議会(担い手部会)を中核として、農業委員会としても積極的に参画し認定農業者の確保と育成に努めるものである。更に、農業委員会に農業経営改善支援センターが設置されており、この組織の優位性を活用して認定農業者や集落営農組織を対象に経営相談会等の支援活動を積極的に展開する。</p> <p>認定農業者の優位性については、「経営所得安定対策」「水田フル活用」制度などの説明会等の機会を捉えて周知を図る。</p> <p>農業委員の地域活動の中では、意欲のある農業者等の情報収集を行いながら市及び農業関係団体と連携を図り新たな認定農業者の確保に努める。</p>		
活動実績	<p>阿賀野市農業再生協議会による認定農業者への各種支援や、阿賀野市農業振興協議会(担い手部会)活動では認定農業者(農業生産法人)への経営相談会やパソコン農業簿記講座等を開催し支援を行った。</p> <p>各種説明会等の機会を捉えて、「経営所得安定対策」での認定農業者へのメリットを説明し周知を図った。</p> <p>農業委員の地域活動では、意欲のある農業者等の情報収集を行いながら、市及び関係団体と連携を図り新たな認定農業者の確保に努めた。</p>		

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	<p>認定農業者の優位性が理解され大幅に目標値を上回った。実態に即した目標値の見直しが必要。</p>		
活動に対する評価の案	<p>普及啓発等の活動は計画どおり実施した。</p>		

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	経営所得安定対策等で認定農業者の優位性がはっきりした。担い手の実態把握に努め、関係団体等で協力し、担い手を確保することが重要である。 目標を大幅に上回ることができたことは評価できる。
活動の評価案に対する意見等	今後も関係機関一体となった普及(育成)活動が必要である。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	認定農業者の優位性が理解され大幅に目標値を上回った。実態に即した目標値の見直しが必要。		
活動に対する評価	普及啓発等の活動は計画どおり実施した。		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		7,138ha	2,738ha
課 題	<p>総農家数や販売農家数とも年々減少しているが、その反面、担い手農家への農地集積が加速し、5年前との比較では個別経営体(単一経営)の基準面積で旧笹神地区以外では、20aから30a増加し、旧笹神地区では約50aと極端な増加傾向にあり、山沿い地帯では離農が急増し担い手への農地集積加速している。</p> <p>地域農業の維持及び発展のためには、認定農業者等の担い手の確保と集落営農組織や法人化などによる効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体へ農地の利用集積を一層推進して行くことが必要である。</p>		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
110ha	110.0ha	100%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地移動が秋から春先にかけて集中していることから、これまでの周期を見直し農業経営基盤強化促進法等による利用権設定事業等について理解を得ながら、担い手農家への農地集積が円滑に行われるよう広報紙や市ホームページ等を活用して制度の周知を徹底する。
活動実績	阿賀野市農業再生協議会や農業関係機関と連携しながら、中間管理事業における買受希望者や経営所得安定対策における認定農業者の優位性、農地集積や農業経営基盤強化促進法等による利用権設定等事業が円滑に実施されるよう窓口での指導や説明会及び広報誌等で周知を図った。 また、離農や経営規模の縮小を希望する農家からの「あっせん申出」を受けて、地域担当農業委員が調整役を努めながら、認定農業者等に農地が集積されるよう農地のあっせん活動を展開した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	目標値と実績が同数であった。今後も継続して担い手の確保と農地の利用集積を強化・促進する。
活動に対する評価の案	「離農したい。」「規模縮小」等のあっせん申出が増えてきているが、年々、農地相場が下落傾向にある中ではあるが「米価」の下落・低迷等から、積極的な買い受け農家が減少している。このような状況下にあるが地域担当農業委員のあっせん活動によって、認定農業者等の担い手への農地集積が図られるように努めている。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	今後も関係団体と連携して、制度の周知及び農地の利用集積を強化・促進してほしい。
活動の評価案に対する意見等	米価下落等の要因から担い手への集積も困難が予想されるが、引き続き利用集積に努めてほしい。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標値と実績が同数であった。今後も継続して担い手の確保と農地の利用集積を強化・促進する。
活動に対する評価	「離農したい。」「規模縮小」等のあっせん申出が増えてきているが、年々、農地相場が下落傾向にある中ではあるが「米価」の下落・低迷等から、積極的な買い受け農家が減少している。このような状況下にあるが地域担当農業委員のあっせん活動によって、認定農業者等の担い手への農地集積が図られるように努めている。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	7,138ha	0.06ha	0.00%
課 題	違反転用については、機会を捉えて広報やチラシ等によるPRを積極的におこなっているところであるが、特に地元農業委員の目の届きにくい山沿いや耕作放棄地において、違反転用や不法投棄が発生しやすい環境にあり、関係機関と連携を図りながら注視する必要がある。日頃から地域情報や農地パトロールなどによる未然防止が一層重要となっている。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.06ha	0 ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄が違反転用の引き金にならぬよう、市担当部局と連携のうえ常に情報収集を行う。 ・無断転用防止に効果がある「農地転用許可済標示板」については、引き続き活用し表示看板の設置を徹底する。 ・市広報及び市ホームページ等による周知。 ・日常的に各農業委員が担当地区を農地パトロールにより調査し、違反転用が確認された場合は速やかに適切な指導を行う。 ・10月に管内全地区を対象とした農地パトロール(農地利用状況調査)を実施する。違反転用が疑われる事案については、過去の農地法許可や詳細について調査を行ったうえで、本人からの事情聴取により、確認された場合は、違反転用と判断去れば農地復旧を含めた対応を協議する。
活動実績	<p>10月の農地パトロール(農地利用状況調査等)で、違反転用と疑われる事案については過去の経緯等を調査しながら文書通知した。</p> <p>市ホームページに農地法第4条・第5条許可申請書の記入方法や申請に必要な書類等についての解説を掲載し、農地転用に係る許可手続きについて周知をした。</p>

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	<p>農地パトロールで不法投棄は確認されなかったが、引き続き市民生活課等と連携を図りながら早期発見・早期是正指導を行う。違反転用が疑わしい案件が数件あるが過去の経緯や許可状況等の確認を行い、違反転用であれば早急に改善策を講じることとしたい。</p>
活動に対する評価の案	<p>現時点で確認できていない無断転用等もあるものと推測されるが、農業委員による日常的な現地確認や関係機関等からの情報提供を受けながら、その実態把握に努めていくこととする。</p>

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	<p>違反転用などの実態把握に努めてください。</p>
活動の評価案に対する意見等	<p>実態把握に努めることが大事である。</p>

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	<p>農地パトロールで不法投棄は確認されなかったが、引き続き市民生活課等と連携を図りながら早期発見・早期是正指導を行う。違反転用が疑わしい案件が数件あるが、過去の経緯や許可状況等の確認を行い、違反転用であれば早急に改善策を講じることとしたい。</p>
活動に対する評価結果	<p>現時点で確認できていない無断転用等もあるものと推測されるが、農業委員による日常的な現地確認や関係機関等からの情報提供を受けながら、その実態把握に努めていくこととする。</p>

(別紙様式2)

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 新潟県
農業委員会名：阿賀野市農業委員会

I 法令事務(遊休農地に関する措置)

(1) 現状及び課題

現状 (平成27年4月現在)	管内の農地面積(A) 7,133ha	遊休農地面積(B) 1.21ha	割合(B/A×100) 0.01%
課題	農業就業者の減少が加速し高齢化や担い手不足等より、不耕作地が増加傾向にある。それらが要因となって農地が遊休化し、病害虫の発生原因等となり、周辺農地への悪影響が懸念される。 関係機関と連携し耕作放棄地再生利用緊急対策事業の検討や農地中間管理事業、経営所得安定対策や水田フル活用などを活用しながら、農業生産意欲の維持継続や遊休農地の解消を図る。また、農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への利用意向調査を実施する。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

目標案	遊休農地の解消面積 0.7ha		
	目標案設定の考え方 遊休農地のうち、農振法の農用地区域内の農地や周囲に悪影響を及ぼすと懸念される遊休農地については、早期に解消するよう指導徹底に努める。 また、農用地区域外の農地で、農用地以外に利用され隣接圃場への影響が過小と判断される農地等については農地以外に転用することも検討する。 解消目標面積は概ね7割程度に設定し農用地の適正利用の啓発に努める。		
活動計画	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
	7月～10月	40人	10月～12月
	調査方法	1 管内を旧町村毎(4地区)の調査区域に分け、地元農業委員を中心に関係機関と一体となった班編成を行い、目視による農地パトロール(利用状況調査)を一斉に実施する。 遊休化した農地については、現場写真や位置図など調査結果を取り纏め記録する。 2 毎月の総会で、農地法第3条及び基盤強化法(農地利用集積計画)案件等については、事前に地区担当農業委員に農地情報システム(航空写真)からの位置図を配付し、地域調和要件等の現地調査の結果報告や関係機関等からの情報提供等を受け審議する。 3 仮登記農地、相続等の届出(農地法第3条の3第1項)、基盤強化法・農地利用集積計画(法第18条第2項第6号・解除条件)の権利設定農地、納税猶予特例適用農地等については、随時的に調査を実施する。	
遊休農地への指導	実施時期：〇〇月～〇〇月		

※1 目標案は、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させるかを記入

※2 目標案には、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない(以下同じ)

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	実現可能な目標であり、妥当である。
活動計画案に対する意見等	妥当である。 県知事の裁定又は市町村長の命令及び代執行に至る前に、地元において所有者の同意を得なくても農地の適切な管理ができるような制度の要望、検討を願う。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 0.7 ha		
活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		7月～10月	40人	10月～12月
		調査方法	<p>1 管内を旧町村毎(4地区)の調査区域に分け、地元農業委員を中心に関係機関と一体となった班編成を行い、目視による農地パトロール(利用状況調査)を一斉に実施する。 遊休化した農地については、現場写真や位置図など調査結果を取り纏め記録する。</p> <p>2 毎月の総会で、農地法第3条及び基盤強化法(農地利用集積計画)案件等については、事前に地区担当農業委員に農地情報システム(航空写真)からの位置図を配付し、地域調和要件等の現地調査の結果報告や関係機関等からの情報提供等を受け審議する。</p> <p>3 仮登記農地、相続等の届出(農地法第3条の3第1項)、基盤強化法・農地利用集積計画(法第18条第2項第6号・解除条件)の権利設定農地、納税猶予特例適用農地等については、随時的に調査を実施する。</p>	
	遊休農地への指導	実施時期: ○○月～○○月		

II 促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年4月現在)	農家数(販売)	2,475戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	454戸	485経営	法人	団体
	農業生産法人数	22法人			
課 題	<p>本市の農業構造は、総農家数、販売農家数ともに年々減少傾向にあり、農業就業者の減少が加速し高齢化や担い手不足が深刻化している。更に、米価の大幅な下落や低迷、平成30年産米から廃止される米の生産調整などにより、農業生産意欲の減退と農村集落の活力低下が懸念されている。</p> <p>地域農業を維持し発展させるには、認定農業者などの担い手の確保が急務であり、確保が難しい集落等については、集落営農組織の立上げや有志による法人設立など集団的な組織形成による運営体制の構築が不可欠で、農業経営を目指す経営体への合理的な農地の利用集積を一層強化・促進していく必要がある。</p> <p>農業生産基盤の整備については、県平均と比較すると低い圃場整備率となっており、農作業の効率化と生産性の向上を図るためには、農道整備や湛水等常襲地帯の改良改修と併せて圃場整備を行うことが必要であり、土地所有者並びに関係機関と調整しながら、圃場整備を推進する必要がある。</p> <p>安全で安心な農作物の生産と供給への関心は年々高まっている中、旧笹神地区を中心に耕畜連携による減農薬・減化学肥料等(環境保全型農業)が他地区にも浸透しつつあり、首都圏への農作物供給のみならず都市と農村の交流イベント等も盛んに行われており、認定農業者や担い手も含めた交流事業を一層推進していく必要がある。</p>				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 案	(新規)5経営	法人	団体
活動計画案	<p>目標案設定の考え方 認定農業者については、「農業経営基盤の促進に関する基本的な構想(基本構想)」に基づき、市(農林課)が中心となり認定農業者の育成・確保に努めているところであるが、農業委員会としても市及び農業関係団体等と連携して、認定農業者の目標達成に向けた活動支援を行うものである。</p> <p>阿賀野市農業再生協議会及び阿賀野市農業振興協議会(担い手部会)を中核として、農業委員会としても積極的に参画し認定農業者の確保と育成に努めるものである。更に、農業委員会に設置の農業経営改善支援センターの優位性を活用して認定農業者や集落営農組織を対象に経営相談会等の支援活動を積極的に展開する。</p> <p>認定農業者の優位性については、経営所得安定対策や水田フル活用制度などの説明会等の機会を捉えて周知を図る。</p> <p>農業委員の地域活動では、意欲のある農業者等の情報収集を行いながら、市及び農業関係団体と連携を図り新たな認定農業者の確保に努める。</p>		

※1 目標案は、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月何日を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	適正である。 平成27年度からゲタ・ナラシ対策の交付対象者が認定農業者等に限定されることから、担い手の育成・確保の目標達成に向けて関係機関一体となって連携することが必要である。
活動計画案に対する意見等	適正、妥当である。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標	(新規) 5経営	法人	団体
活動計画	<p>阿賀野市農業再生協議会及び阿賀野市農業振興協議会(担い手部会)を中核として、農業委員会としても積極的に参画し認定農業者の確保と育成に努めるものである。更に、農業委員会に設置の農業経営改善支援センターの優位性を活用して認定農業者や集落営農組織を対象に経営相談会等の支援活動を積極的に展開する。</p> <p>認定農業者の優位性については、経営所得安定対策や水田フル活用制度などの説明会等の機会を捉えて周知を図る。</p> <p>農業委員の地域活動では、意欲のある農業者等の情報収集を行いながら、市及び農業関係団体と連携を図り新たな認定農業者の確保に努める。</p>		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	7,133ha	2,848ha	39.9%
課 題	<p>総農家数や販売農家数とも年々減少しているが、その反面、担い手農家への農地集積が加速し、5年前との比較では個別経営体(単一経営)の基準面積で旧笹神地区以外で約20aから30a増加し、旧笹神地区では約50aと極端な増加傾向にあり、山沿い地帯では離農が急増し担い手への農地集積が加速している。</p> <p>地域農業の維持及び発展のためには、認定農業者等の担い手の確保と集落営農組織や法人化などによる効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体へ農地の利用集積を一層推進して行くことが必要である。</p>		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 110ha
	目標案設定の考え方： 今後、国の農業政策等(米の生産調整の廃止等)により、農家にとって大転換期を迎えることや前年の実績を考慮し、前年並みの集積面積を目標値とする。
活動計画案	農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進法等による利用権設定事業や農地利用集積円滑化事業等について理解を得ながら、担い手農家への農地集積が円滑に行われるよう広報誌や市ホームページ等を活用して制度の周知を徹底する。

※1 目標案は、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	適正、妥当である。
活動計画案に対する意見等	適正、妥当である。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 110ha
活動計画	農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進法等による利用権設定事業や農地利用集積円滑化事業等について理解を得ながら、担い手農家への農地集積が円滑に行われるよう広報誌や市ホームページ等を活用して制度の周知を徹底する。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
		7,133ha	0.06 ha
課 題	違反転用については、機会を捉えて広報やチラシ等によるPRを積極的に行っているところであるが、特に地元農業委員の目の届きにくい山沿いや耕作放棄地において、違反転用や不法投棄の発生しやすい環境にあり、関係機関と連携を図りながら注視する必要がある。また、日頃から地域情報や農地パトロールなどによる未然防止が一層重要となっている。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の解消面積 0.06 ha
	目標案設定の考え方 違反転用として把握している件数は少なく、この解消に向けて関係機関とも協議を行い解消する。 また、農地パトロールや固定資産台帳との照合等により、違反転用と思われる事案が確認された場合は、過去の転用許可等の有無を確認し、違反転用であることが判明した場合は、その解消に向けて努めるものである。
活動計画案	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄が違反転用の引き金にならないよう、市担当課等と連携の上、常に情報収集を行う。 ・無断転用の防止に効果がある「農地転用許可済標示板」については、引き続き活用し標示看板の設置を徹底する。 ・市広報及び市ホームページ等による周知。 ・日常的に各農業委員が担当地区を農地パトロールにより調査し、違反転用が確認された場合は速やかに適切な指導を行う。 ・10月に管内全地区を対象として農地パトロール(農地利用状況調査等)を実施する。違反転用が疑われる事案については、過去の農地法許可や詳細について調査を行ったうえで、本人からの事情聴取等により、違反転用と判断されれば農地復旧を含めた対応を協議する。

※1 目標案は、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	適正、妥当である。
活動計画案に対する意見等	適正、妥当である。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成27年度の目標及び活動計画

目 標	違反転用の解消面積 0.06 ha
活動計画	<ul style="list-style-type: none">・不法投棄が違反転用の引き金にならないよう、市担当課等と連携の上、常に情報収集を行う。・無断転用の防止に効果がある「農地転用許可済標示板」については、引き続き活用し標示看板の設置を徹底する。・市広報及び市ホームページ等による周知。・日常的に各農業委員が担当地区を農地パトロールにより調査し、違反転用が確認された場合は速やかに適切な指導を行う。・10月に管内全地区を対象として農地パトロール(農地利用状況調査等)を実施する。違反転用が疑われる事案については、過去の農地法許可や詳細について調査を行ったうえで、本人からの事情聴取等により、違反転用と判断されれば農地復旧を含めた対応を協議する。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。

(別記様式3)

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）に対して、地域の農業者等から寄せられた御意見等に対する考え方について

1. 寄せられた御意見等の総数 : 30件

2. 法令事務に関する御意見等

御意見の概要	農業委員会としての考え方
<p>① 遊休農地に関する措置 遊休農地解消に向け関係機関協力し、継続して取り組んでいくことが重要である。</p> <p>知事の裁定又は市町村長の命令及び代執行に至る前に、地元において所有者の同意を得なくとも、農地の適切な管理ができるような制度の確立を、国等へ要望するよう検討願いたい。</p>	<p>① 遊休農地に関する措置 農業委員・関係機関及び農家等の情報提供により的確に状況把握の上、農業関係機関と連携を図り、農地パトロールを実施して早期解消に努める。</p> <p>検討して、農業会議系統組織に問題提起をしたい。</p>
<p>① 農業者等担い手の育成及び確保 経営所得安定対策等で認定農業者等の優位性がはっきりした。目標達成に向け、関係機関・団体で連携・協力し、担い手の実態把握や普及啓発活動に努め、育成及び確保することが重要である。</p> <p>② 担い手への農地の利用集積 米価下落等の要因から担い手への集積も困難が予想されるが、引き続き農地の利用集積を強化・促進してほしい。</p>	<p>① 認定農業者等担い手の育成及び確保 農業経営改善支援センターが農業委員会内にあり、認定農業者等に対する経営改善の支援や農地の利用調整等も行っている。 また、将来担い手等が不足すると見込まれる地域においては、今まで同様に関係機関が一体となって認定農業者制度を周知するとともに、意欲ある多様な担い手の確保を図る。</p> <p>② 担い手への農地の利用集積 農業経営基盤強化促進法による利用権等設定事業を実施して認定農業者等の担い手への農地集積を図っているところである。 また、農地利用集積円滑化団体（農協）とも連携し、農地所有者から農地の貸し付けの委任を受け、意欲ある農業者（認定農業者）等の担い手への貸付拡大に取り組んでいる。 更に昨年度から実施の農地中間管理事業も積極的に取り組んでいく。</p>

3. 促進等事務に関する御意見等

御意見の概要	農業委員会としての考え方
<p>③ 違反転用への適正な対応</p> <p>違反転用などの実態把握に努めることが大事である。</p>	<p>③ 違反転用への適正な対応</p> <p>改正農地法等の周知及び農業者、農業委員、関係機関等からの情報収集を図りながら、農地パトロールによる現地確認をより一層強化するとともに、違反転用については原状回復命令等の適切な対応を図る。</p> <p>また、転用許可の出た農地については、農業委員会が提示する「農地転用許可済標示板」を設置し、転用が完了するまで遂行状況報告等による確認を確実に実施する。</p>

4. その他の御意見等

御意見の概要	農業委員会としての考え方
<p>な し</p>	<p>—</p>